

2020年版秋田県立大学案内パンフレット等 制作業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、公立大学法人秋田県立大学が2020年版大学案内パンフレット等制作業務を委託するにあたり、企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の委託の候補者として選定するために必要な事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

2020年版秋田県立大学案内パンフレット等制作業務

(2) 仕様等

【資料2】「業務委託仕様書」のとおり

本仕様書 5(1)「大学案内パンフレット」及び 5(2)「大学PRポスター」について企画提案を募集する。

(3) 履行期間

契約締結の日から2019年6月21日(金)まで

(4) 委託額の上限

本業務の委託額の上限は、5,529,600円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※上記委託額の上限は現時点での見込みであり、今後、予算編成の状況により変更する可能性がある。なお、委託額の上限に変更が生じた場合は、速やかにその旨連絡する。

2. 実施スケジュール

業 務	予定月日
公告	2018年12月27日(木)
業者説明会	2019年1月9日(水)
参加申込提出期限	2019年1月15日(火)
企画書等提出期限	2019年1月31日(木)
一次審査会	2019年2月上旬
二次審査会	2019年2月中旬
審査結果通知	2019年2月中旬
契約締結	2109年2月中
成果品納品「業務委託仕様書」5.(1)～(3)	2019年5月31日(金)
成果品納品「業務委託仕様書」5.(4)～(7)	2019年6月21日(金)

※上記スケジュールについては予定であり変更することがある。

3. 参加資格

次の(1)から(2)のいずれかに該当し、かつ提示した(3)から(7)のすべての要件を満たすことのできる者。

- (1) 秋田県物品等調達登録業者（印刷類）
- (2) 過去において、官公庁・大学等のポスターやパンフレットの制作実績を有していること。
- (3) 秋田県内に本社又は支社、営業所を有すること。
- (4) 公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第 8 条及び同規程第 9 条の規定に該当しないこと。
- (5) 社会福祉法人、宗教法人、NPO 法人でない者
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 企画提案の提出期間中において、都道府県から競争入札への指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていない者

4. 提出書類の作成要領

本業務にかかる企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加申込を行うものとする。

- (1) 参加申込に必要な書類
 - ① プロポーザル参加申込書(様式 1)
 - ② 会社概要（様式自由、ただし A4 版とする）
会社名、所在地、技術者数、業務概要、会社設立年月日、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、担当者、E-mail アドレス）を必ず記載すること。
 - ③ 業務実績書(様式 2) 並びに成果物
※実績がない場合は「なし」と記入し提出すること。
 - ④ プロポーザル参加資格確認申請書（様式 3）
 - ⑤ 2020 年版大学案内パンフレット及び大学 PR ポスター企画提案書(様式 4)
大学案内パンフレット及び大学 PR ポスター両方の提案内容についてこの提案書にまとめること。

〈留意事項〉

- ・ 1 提案者につき 2 点まで提案可。
- ・ 「大学案内パンフレット」の制作提案及び「大学 PR ポスター」の制作提案は同数を提出すること。
- ・ 複数提案する場合は、様式 4 も提案と同数を提出すること。
- ・ 様式 4 以外による提案書の提出は不可。様式 4 で複数枚になるものは可。
- ・ 提出された制作提案をもって成果品とするものではない。

⑥ 大学案内パンフレットの制作提案

【資料2】業務委託仕様書に基づき、以下の制作提案項目について、⑤の内容を反映させ、制作提案を作成すること。

【大学案内パンフレット制作提案項目】

項 目	
1	表紙・裏表紙
2	基本理念 沿革 学長メッセージ 目次
3	本学の特長 ○少人数教育／バランスのとれた科学技術教育 ○学生自主研究 ○就職に強い大学 ○クサビ型カリキュラム
4	生物資源科学部・学科の概要
5	教員紹介・研究室紹介
6	本荘キャンパス施設紹介
7	その他、本学の魅力を伝えるコンテンツ（自由提案） ※コンテンツ数の上限はありません

⑦ 大学PRポスターの制作提案

【資料2】業務委託仕様書に基づき、⑤の内容を反映させ、パネル張りの制作提案（B2版）を作成すること。

⑧ 制作業務参考見積書(様式5)

※様式5の内容を網羅していれば様式5以外による提出でも構わない。

(2) 提出期限

4-(1)の①、②、③、④については2019年1月15日(火)午後5時必着

4-(1)の⑤、⑥、⑦、⑧については2019年1月31日(木)午後5時必着

(3) 提出場所

〒010-0195 秋田市下新城野字街道端西 241-438

公立大学法人秋田県立大学 事務局 企画・広報本部 企画チーム

TEL:018-872-1521 FAX:018-872-1670

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)

(5) 受付時間

受付時間は土・日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(6) 提出部数

①～④、⑧各1部

⑤、⑥ 1提案につき各12部

(1部は社名を記入・押印等したものとし、他の11部は社名や社名が推測される事項は記載しないものとする)

⑦ 1提案につき1点

5. 説明会の開催

本業務について、次のとおり説明会を実施する。

- (1) 日 時：2019年1月9日(水) 午後2時から
- (2) 場 所：秋田県立大学秋田キャンパス 管理棟2階 会議室
- (3) 説明会の参加を希望するものは、2019年1月8日(火)午後5時までに、業者説明会参加申込書(様式6)を「4-(3) 提出場所」に提出すること。(FAX可)
- (4) 参加希望人数は1者につき、2名までとする。

6. 委託候補者の選定方法等

(1) 委託候補者の選定方法

提案内容の審査は二段階に分けて行う。一次審査で一定の者を選定し、その中から二次審査で委託契約候補者1者を選定する。なお、本プロポーザル参加者が一定数を超えなかった場合等は、二次審査を行わないことがある。審査は非公開で行うこととし、審査の内容や経過についても非公開とする。なお、提案の実施に要する費用の総額が委託上限額を上回った場合は、審査の対象とはしない。

(2) 選定結果の通知

審査会で最も優れていると認めた者を本業務の契約候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者へ書面で通知する。

7. 契約の締結

審査により選定された者を、本業務の委託契約候補者とする。

8. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合

9. その他

- (1) 提出書類及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、応募、参加等本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。

【資料1】

- (5) 制作提案作成にかかる素材等についての提供は行わない。各者独自の素材を用いて制作案の作成を行うこと。
- (6) 提案に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。
- (7) 公示から説明会開催までの期間に、本業務に関する質疑等に関して一切受付及び回答は行わないものとする。